

平成 24 年 6 月 1 日（金）

<環境省同時発表>

ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する 意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

政府においては、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において平成 16 年にヒートアイランド対策大綱を策定し、関係府省が連携し、ヒートアイランド対策を推進してきたところです。

今般、ヒートアイランド対策推進会議において、同大綱の改定を行うこととし、「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案」をまとめました。

つきましては、本案の最終的な取りまとめの参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 30 日（土）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。

1. 概要

政府においては、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において平成 16 年にヒートアイランド対策大綱を策定し、関係府省が連携し、ヒートアイランド対策を推進しています。しかし、近年の都市の熱環境の悪化を鑑みると、従来の取組を効果的に推進するだけでなく、ヒートアイランド現象の影響軽減について取り組むことも課題となっています。

このため、国交省、環境省が事務局となり、ヒートアイランド対策推進会議において、現在のヒートアイランド対策大綱の改定を行っているところであり、この度「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案」をまとめました。

つきましては、本案の最終的な取りまとめの参考とするため、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 30 日（土）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施いたします。

2. 意見募集の対象

ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案

3. 意見募集要領

（1）資料の入手方法

1) インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

2) 郵送による送付

※郵送を希望される方は、返送先を宛名として明記し、140円切手を添付した返信用角 2 封筒を同封の上、意見提出先まで送付してください。その際、封筒に朱書きで「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に係るパブリックコメ

ント資料希望」と記載して下さい。

(2) 募集期間

平成 24 年 6 月 1 日（金）から平成 24 年 6 月 30 日（土）まで（必着）

(3) 意見提出方法

意見提出様式により、電子メール、郵送又は FAX のいずれかの方法で（4）の提出先へ提出して下さい。なお、電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 意見提出先

1) 電子メールの場合

heat@env. go. jp

※件名を「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する意見」とし、送付はテキスト形式としてください。

2) FAX の場合

03-3593-1049

※文面において、「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する意見」と明記してください。

3) 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

「環境省水・大気環境局大気生活環境室 パブリックコメント担当」 宛

※封筒の表に「ヒートアイランド対策大綱改定に係る中間取りまとめ案に対する意見」と明記してください。

お問い合わせ先

代 表：03-5253-8111

直 通：03-5253-8262

F A X：03-5253-1550

国土交通省総合政策局環境政策課

福本、坂野（内線 24331、24332）